

海津市小中学校適正規模等基本方針

【報告書】



令和元年 12 月

海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会

海津市小中学校適正規模等基本方針 報告書

～ 目 次 ～

1	はじめに	2
2	児童生徒の推移・推計等	3
3	小中学校の基本的な検討の考察	5
4	小学校の適正化に向けた基本的な考え	6
5	小学校の適正規模の方針	10
6	小規模化対応の方策	12
7	統合の検討を進めるための基本的な考え方	14
8	適正化（統合）を行う上での留意事項	15
9	おわりに	17

海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会

(1)	海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会あゆみ	18
(2)	海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会規程	19
(3)	令和元年度（平成31年度） 海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会名簿	21

海津市小中学校位置図

1 はじめに

子どもたちを取り巻く社会環境は、高度情報化、国際化、少子高齢化とめまぐるしく状況が変化し、子どもたちの教育環境に大きく影響を与えている。特に少子化は、児童生徒の減少に拍車を掛けており、他の市町と同様に海津市（以下「本市」という。）においても今後、学校の小規模化が更に進むものと予測されている。

全国的にも児童生徒の減少による学校の小規模化が進む中、平成27年1月に学校規模のあり方に関する国の方針が示され、本市においても、小中学校の適正規模や適正配置についての検討は、避けては通れない現状に直面しており、喫緊の課題となっている。

このような中、今後を見据えた学校教育の在り方、特に小学校の方向性を検討する時期にあることから、平成29年度に海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会（以下「本検討委員会」という。）を設置し、「学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応」について議論を深めてきた。

本検討委員会では、今般、本市の学校の適正規模等の基準を定めるとともに、これに基づいて本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性などを取りまとめるに至った。

したがって、この海津市小中学校適正規模等基本方針報告書（以下「本報告書」という。）が本市の教育を取り巻く課題の解消や子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に貢献し、より一層充実した学校教育を実現するための指針とするものである。

2 児童生徒数の推移・推計等

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後、更に学校の小規模化が進むことが予測される。

本市小中学校の児童生徒の数は、小学校では、昭和60年の4,127人、中学校では、平成元年の2,158人をピークに減少傾向が続いており、現在では、ピーク時の約40%となっている。(資料No.1)

また、児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、学校間の児童数の差が顕著となっている。現在、複式学級「※1」が存在する小学校(以下「過少規模校」という。)は、1校であるが、今後の推計によると、令和8年度には、3校が過少規模校になる見込みである。(資料No.2)

○ 児童生徒数の推移 (資料No.1)



区分	ピーク時	令和元年度	令和8年度(推計)
小学校	S60年 4,127人 (125学級)	1,556人 (85学級)	1,026人 (59学級)
中学校	H元年 2,158人 (57学級)	880人 (31学級)	698人 (26学級)

「※1」岐阜県の学級編制基準

区分	学級編成の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編成する学級(単式学級)	40人(第1~3学年は35人)
	二の学年の児童で編成する学級(複式学級)	15人(1年生を含む2の学年は8人)
	特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編成する学級(単式学級)	40人(第1学年は35人)
	二の学年の生徒で編成する学級(複式学級)	編成しない
	特別支援学級	8人

(資料No.2)

学級数における学校規模別一覧表推計(小学校)

小学校(普通学級)

学校規模	適正規模校		小規模校			過小規模校	
	標準的な規模		半分以上の学年でクラス替えができる規模	全年学ではクラス替えができない規模	クラス替えができない規模	複式学級が存在する規模	複数の複式学級が存在する規模
学級数	13~18	12	9~11	7~8	6	5	1~4
H5	高須小 今尾小 石津小 城山小	なし	海西小	東江小 下多度小	吉里小 大江小 西江小	なし	なし
H10	高須小 今尾小 城山小	今尾小	なし	海西小 下多度小	吉里小 東江小 大江小 西江小	なし	なし
H15	高須小 石津小	今尾小 城山小	なし	海西小	吉里小 東江小 大江小 西江小 下多度小	なし	なし
H20	高須小 石津小	なし	今尾小 城山小	なし	吉里小 東江小 大江小 西江小 海西小 下多度小	なし	なし
H25	なし	高須小 石津小	今尾小 城山小	なし	吉里小 東江小 大江小 西江小 海西小 下多度小	なし	なし
H30	なし	石津小	高須小 城山小	今尾小	吉里小 東江小 西江小 海西小 下多度小	大江小	なし
R5 (推計)	なし	なし	石津小 城山小	なし	高須小 吉里小 東江小 西江小 今尾小 海西小 下多度小	大江小	なし
R8 (推計)	なし	なし	城山小	石津小	高須小 吉里小 東江小 今尾小 海西小	西江小 下多度小	大江小

学級数における学校規模別一覧表推計(中学校)

中学校(普通学級)

学校規模	適正規模校	小規模校				過小規模校
		標準的な規模	全年学でクラス替えができ、同学年に複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模	全年学でクラス替えができ、同学年に複数教員配置可能な規模	全年学ではクラス替えができない規模	
学級数	12~18	9~11	6~8	4~5	3	1~2
H5	日新中 平田中	南濃中 城山中	なし	養南中	なし	岐阜県は、複式学級を編成しない。
H10	日新中	平田中 南濃中 城山中	なし	養南中	なし	
H15	日新中	平田中	南濃中 城山中	なし	養南中	
H20	日新中	なし	平田中 南濃中 城南中(H20開校)	なし	なし	
H25	日新中	なし	平田中 南濃中 城南中	なし	なし	
H30	なし	日新中 城南中(H28開校)	平田中	なし	なし	
R5 (推計)	なし	日新中 城南中	なし	平田中	なし	
R8 (推計)	なし	城南中	日新中 平田中	なし	なし	

3 小中学校の基本的な検討の考察

(1)【中学校】

平成 17 年 3 月に本市が誕生した当初は、5 校の中学校が存在していた。合併と同時に旧南濃町から中学校適正配置の答申事項の「南濃町の中学校のあるべき姿は、1 校統合が最も望ましく、場所は城山中学校周辺が最適地である」とする事務が引き継がれ、平成 18 年 8 月に中学校の建物の状況や一部中学校の生徒数等を考慮すると、南濃町 1 校、海津町 1 校、平田町 1 校の市内 3 中学校体制とするのが適切であるとする「海津市中学校適正配置計画」を決定した。

それにより「南濃町地内 3 中学校統合基本計画」を作成し、統合計画事業を前期・後期に別けて進め、平成 28 年 4 月に現在の「城南中学校」が開校したことを受け事業が完了した。

したがって、中学校は、人口減少に伴う中学校生徒が減少する動向は注視していくものの、現状の学校規模等を堅持することを基本的な考えとする。

(2)【小学校】

本市には、公立小学校が 10 校存在する。特に小学校は、地域に根差した伝統ある学校が多くみられるが、現在、全校児童が 100 人に満たない学校が 5 校ある。

このような状況から生じた学校間の規模の違いなどは、子どもたちの教育環境に様々な影響をおよぼし、子どもたちが成長していく上において、学校における学習や生活、さらに、学校運営などの多面的に影響を与えることが懸念されている。

また、今後、10 年から 20 年先には、学校の校舎や体育館などの教育施設の老朽化に伴う改修が必要になり、財政的にも大きな負担となることが予想される。

このような状況を鑑み、何よりも教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るとともに、教育行政の効率的運用を図る観点から、小学校の適正規模、適正配置を推進するために、次の 2 つの事項を中心に検討を行う。

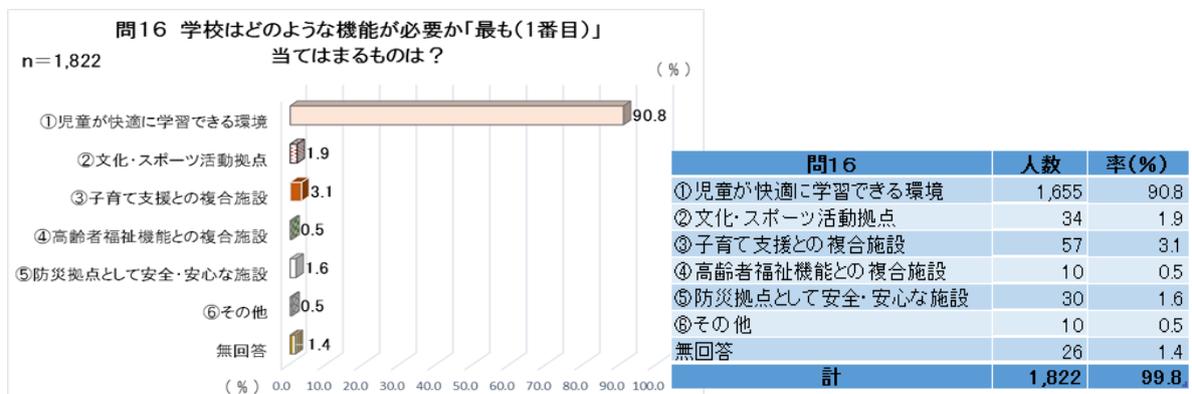
- ①小学校の規模及び配置の適正化についての基本的な方針や考え方に関すること。
- ②小学校の規模及び配置の適正化に向けた方策に関すること。

4 小学校の適正化に向けた基本的な考え

(1)【学校の役割】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。

また、昨年、本市が実施したアンケートの結果から、「問 16：学校はどのような機能が必要か？」との回答では、「児童が快適に学習できる環境が必要である」が 90.8%と、9 割の回答を得ている状況である。



(2)【国の動向等】

国の第3期教育振興基本計画においては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度や基礎・基本的な知識・技能の習得などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされている。

また、令和2年度から小学校で全面実施される新学習指導要領においては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善が求められている。

そうした教育を行うため子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましいことから、一定の学校規模を確保することが重要とされている。

また、未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとしている。

【参考】

(教育基本法) 第5条第2項「抜粋」

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

(国の手引き「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き H27. 1. 27)「抜粋」

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

(3)【小規模校の課題等】

小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なるが、一般的に「子どもたちの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」、「子どもたち相互や教職員と児童の人間関係が深まりやすい」、「子どもたちが意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる」などの長所がある一方、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があるとされている。

さらに、これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、1学級あたりの児童数が少なくなるほど、影響が色濃く出てくると考えられる。

国の手引きでは、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題などについてまとめられており、とりわけ著しく児童数が減少している小学校については、国の手引きで言われていることと同様に、主に次のような課題が生じると認識している。

①『学習面における課題』

- 体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される。
- クラス同士が、切磋琢磨する教育活動ができない。
- 委員会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい。

②『生活面における課題』

- 男女比の偏りが生じやすい。
- 多様な考え方に触れ、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる。
- 小規模な集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい。
- 教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎることから、教員への依存心が強まる可能性がある。

③『学校運営における課題』

- 教員個人の力量への依存度が高まる傾向にあるため、人事異動により教育活動が過度に左右されたり、学校経営が不安定になる可能性がある。
- 一人の教職員が担う校務分掌が多岐にわたるとともに、経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しくなる。
- 学年会や教科会が成立せず、教員同士が互いに学び合い、磨き合う機会が乏しい。

(4)【過少規模校における複式学級の課題等】

さらに、児童数の減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級校にあっては、一般的に加配教員が未配置の場合、1人の教員が、同一教室内でそれぞれの学年の児童に異なる学習内容を指導する授業である。そのため、一方の学年が指導を受けている(直接指導)間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める(間接指導)ことを、交互に繰り返すことになる。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられ、それに付随して、間接指導時には、次のような児童の学習達成や育ち合いへの影響が強く懸念される。

①『一般的な複式学級の課題』

- 学習内容が理解できずに、児童の思考が中断することがある。又は学習が早く終わった児童には空白が生じ、教員の指導を待って学習が停滞することがある。
- 学習問題の解決などに行き詰まったとき、教員はもう一方の学年の指導に当たっていて、直接の支援を効果的に行えない場合がある。
- 問題把握や学び合いなどの内容を深める重要な学習過程において、直接的に必要な指導や支援を受けられないことがある。
- 教員の直接指導の声や動きが交錯し、自学・自習を行っている児童の集中力などを低下させる。

②『児童の学習達成や育ち合いへの影響』

- 児童間で切磋琢磨する機会が少なくなるため、意欲や頑張りが引き出されにくい。
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- 集団の中で自己主張をしたり、他者の意見などを聞き分ける経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい。

(5)【本市における複式学級の課題への対応】

現在、本市の過少規模校における複式学級では、前述の課題が懸念される中で、子どもたちへの影響をできる限り低減するために、市独自にて少人数支援員（元教員）を加配し、特定教科の学年別授業を維持している。しかしながら、複式学級の課題は、そのような行政支援や学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できない課題（施設維持・教員負担・PTA 負担など）があり、いずれは限界があると思われる。また、さらに複式学級の増加の折には少人数支援員の雇用確保や加配が十分にできるか大きな課題も予想されている。

このようなことから、小学校の適正化に向けた基本的な考えは、次のとおりとする。

(6)【本市における小学校の適正化に向けた基本的な考え】

本市では、学校・家庭・地域が一体となった『「いのち」をつなぐ教育』を基本理念に、国の計画や指針などを踏まえながら施策・事業等を推進し、学校教育のさらなる充実を図っているところである。市内 10 校の小学校は、大規模校は存在していないが、全校児童が 100 人に満たない学校が 5 校あり小規模化が進行している。特に、過少規模校（複式学級が存在する学校）は、本市の地理的な条件を踏まえても、義務教育段階における子どもたちの教育の機会均等や、教育水準の確保の観点から、複式学級における児童の学習達成や育ち合いへの影響など、教育上の課題について、看過できない重大な課題として認識している。

そのため小学校の適正化に向けた基本的な考えは、保護者や地域住民との共通理解を図りながら、あくまでも子どもたちの教育条件の整備・改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきと考える。

5 小学校の適正規模の方針

(1) 【国の学校規模の標準に対する考え】

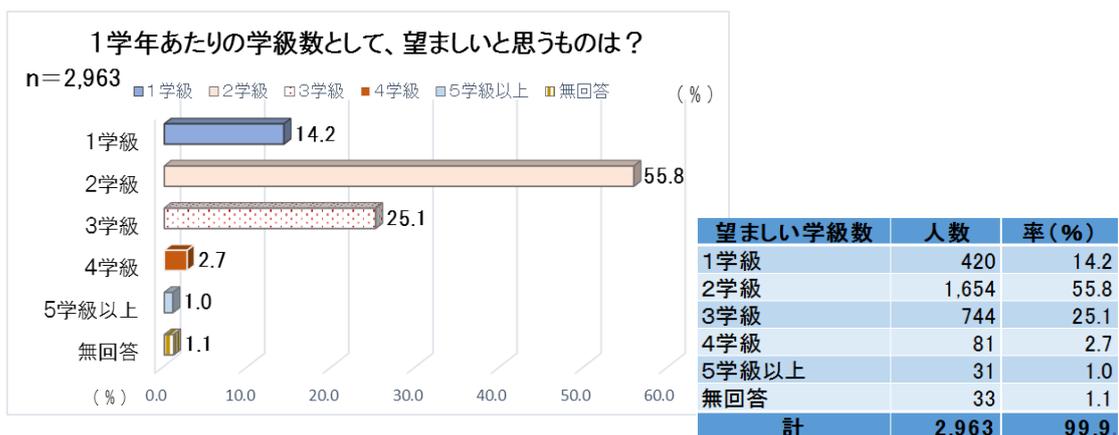
学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習し、社会性を高めるとい学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準規模とされている。

なお、近年、少子化が進んでいることにより、全国的には約半数の小学校が標準規模を下回っており、本市の小学校では 10 校のうち 9 校の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、前に述べているように、単に 12 学級を下回るか否かだけでなく、12 学級を下回る程度（単式学級や複式学級など）に応じて、課題などを抱えている。

学校規模	適正規模校		小規模校			過小規模校	
規模内容	標準的な規模		半分以上の学年でクラス替えができる規模	全年ではクラス替えができない規模	クラス替えができない規模	複式学級が存在する規模	複数の複式学級が存在する規模
学級数	13～18	12	9～11	7～8	6	5	1～4
R1	なし	石津小	高須小 城山小	なし	吉里小 東江小 西江小 今尾小 海西小 下多度小	大江小	なし

(2) 【本市の小学校の適正規模に関するアンケート調査結果】

本市のアンケート結果では、保護者・地域代表や教職員・保育教諭、小学生児童の回答でも、1 学年あたりの学級数は「2 学級」が望ましいとする回答が最も多く 55.8% となっている。次に「3 学級」が望ましいとする回答が 25.1% との結果であった。この結果は、保護者、地域、教員が、子どもの頃の経験や教員の経験によるクラス替えができる規模の学年となることで、新たな人間関係を築き、そこから多様な価値観や競争心を身に付けることができる。また、様々な場面を考えると、「人との関わり合いによる子どもたちの育ちの面」や「多様な意見によるクラスの活性化や児童への教育指導における教員相互の情報連携の面」から最も望ましいとの意見を得ている。



(3)【適正規模の基本姿勢】

子どもたちにとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図ることが、教育の第一義的な責務であることを強く念頭に置き、本市の教育行政上の重要課題の一つである小学校の適正規模化の対応については、重点的に取り組むものとする。この適正規模の対応にあたっては、小学校の小規模化、過少規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、学校規模の方針や検討順位などについて、次のとおり定める。

(4)【本市の小学校の適正規模の方針】

本市における小学校の学校規模については、子どもたちの学校教育の充実や教育水準の維持・向上の観点から全学年でのクラス替えや、学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できることから、1学年が複数の学級で構成されていることが望ましいと考える。

しかし、1学年2学級以上を理想としながらも、本市においては、養老山地に広がる扇状地、揖斐川、長良川などに囲まれた地理的条件や高須輪中の歴史的な地域性を考慮すると、必要となる学校規模は、少なくとも1学年1学級(単式学級)以上の学校規模と考える。そのため「必要となる学校規模(1学年1学級以上)」の確保に向けた対応を最優先に検討し、対応の方策を検討する順位は次の第1、第2、第3のとおりとする。

【学校規模の方針】

- 教育を充実する観点から「望ましい学校規模」
=1学年が複数の学級(2学級以上)で構成される規模(全体=12学級以上)
- 教育課題の顕在化等を回避するために「必要となる学校規模」
=1学年1学級以上の規模(全体=6学級以上)

【対応方策の検討順位】

第1) 既に複式学級が存在している学校

複式学級が固定化されており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない過少規模の小学校については、速やかに対応の検討に着手する。

第2) 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

児童数の推計において複式学級の発生が見込まれ、今後さらに児童数の減少が見込まれる小規模の小学校については、順次、対応を検討する。

第3) 複式学級の発生が見込まれない学校であって望ましい学校規模以下の学校

望ましい学校規模を目指すため、課題の整理・研究を進める。

6 小規模化対応の方策

(1)【小規模化対応の方策検討】

学校の小規模化に対応する方策としては、①通学区域の変更、②小規模特認校制度の活用、③学校の統合が挙げられる。それぞれの方策の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や小学校の配置状況等を十分に考慮し、最優先の目的である複式学級の回避・解消のために適切な方策を採用することが必要となる。

① 通学区域の変更

通学区域の変更とは、小規模校に隣接する学校との通学区域の境界線を変更し、隣接校の通学区域の一部を小規模校に取り込むことによって児童数を増やす方策である。通学区域の変更は、学校を維持しながら小規模校の児童数の増加を図るという特性があるが、一方の学校では児童数が減少することになるため、実施にあたっては将来にわたって小規模校とならないよう、慎重な検討が必要となる。なお、一般的に、学校の小規模化対応の方策として通学区域の変更を採用するためには、小規模校に隣接する学校が標準規模を上回る大規模校(19 学級以上)であることが基本的な条件となる。

本市においては、一部、吉里小学校近郊の西島をフリーゾーンとして区域変更を認めているものの、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式学級が存在している学校や小規模化の小学校いずれにおいても、大規模校に隣接しておらず、今後も大規模校が発生する見通しは無いに等しい。

また、現在の通学区域は、この地域の地形や過去からの合併(昭和の合併)、地域自治の事情等それぞれの歴史的な経過の中で設定していることから、その見直しは非常に難しいと思われる。

したがって、基本的な条件などを満たしている環境ではないため、通学区域の変更については、小規模化対応の方策として採用できないと考える。

② 小規模特認校制度の活用

小規模特認校制度とは、平成9年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用の一つであり、小規模校における教育上の長所や、自然環境などを活かした特色ある教育活動の情報を広く発信し、それらの教育を受けることを希望する保護者・児童生徒の通学区域外からの入学・転入学を認めることで、学校規模の拡大を図る制度である。

本市においては、この制度を実施していないが、岐阜県内では、美濃加茂市と御嵩町が実施している。美濃加茂市の現状をみると大規模校の児童が小規模校へ通うことで、一定の成果が得られている。これは、「一時的に特定の学年にのみ複式学級が存在する小学校」を選んで制度を導入し、慎重な検討の下に運用を行えば、小規模化対応の一方策として活用できるとと思われる。一方で、著しく児童数が減少している学校、

すなわち、「複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校」又は「今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校」にあつては、小規模特認校制度では複式学級の回避・解消が極めて困難である。

本市においては、現在、適正規模（全体 12 学級）校は 1 校のみで大規模校は存在しない。この制度を導入する場合、小規模校が多い本市では、元の学校への教育環境にも大きな影響を与える懸念がある。

したがって、長期的・抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないと考える。

③ 学校の統合

学校の統合とは、複数の学校・通学区域を統合して一つの学校・通学区域とすることにより学校規模の拡大を図る方策である。この方策は、児童数の増加の展望が開けず、さらなる児童数の減少に伴う複式学級の固定化や拡大により、現状のままでは教育課題の顕在化等が不可避であることが明らかな場合であつて、他に有効な複式学級の回避・解消の手立てが見当たらないときに、全国の多くの自治体で採られている。

学校の統合には、小規模校が隣接校と統合する 2 校の組み合わせの場合と、隣接し合う 3 以上の小規模校等の組み合わせによる統合の場合とがある。また、統合の方式には、法令上の定義はないが、他市等の事例に照らすと、いわゆる「編入統合」と「新設統合」とがある。その、「編入統合」は、統合しようとする学校のうち 1 校を存続させ、それ以外の学校を廃止とする方式であり、「新設統合」は、統合しようとする学校を全て廃止として、新たな学校を新設する方式である。なお、既存の学校施設を利用せず、新たに施設を設ける場合には、多大な費用が必要となる。

このような学校の統合については、既存の学校・通学区域を廃止することになるため、小規模校及び隣接校の児童数の推計や配置状況及び地域の特性などを踏まえ、統合の組み合わせ及び方式などについて慎重に検討するとともに、十分かつ丁寧な説明などを通して保護者や地域住民の理解を得ることが必要となる。

したがって、小規模化対応の方策としては、本市の現状を踏まえた抜本的な方策として有効であると考えられる。

(2) 【小規模化対応の方策】

以上、① ② ③ で述べたように、各方策の特性や本市における現状等を踏まえ、最優先の対応が必要と位置付ける「第 1) 既に複式学級が存在している学校」については、「学校の統合」を、小規模化対応の方策として進める。

【小規模化対応の方策】

○該当校に対する小規模化対応の方策 = 「学校の統合」

7 統合の検討を進めるための基本的な考え方

(1)【検討対象地区】

本市の地形条件は、養老山地の扇状地が南北に伸びる南濃地区と高須輪中の海津・平田地区との間に揖斐川、津屋川があるため検討区域としては別ける必要がある。また、かつての村・町単位からなる小学校の歴史的な背景や地域コミュニティを鑑みて旧町（海津・平田・南濃）単位で小規模化に対応する方策の検討を進める。この場合、南濃町地区、平田町地区は、児童生徒数の動向について注視するべきではあるが、町づくりの展望（スマートインターチェンジの開通、駒野工業団地への企業立地）や人口分析の観点からも当面の間は推移を見守ることとする。

したがって、現時点においては、過少規模校（複式学級が存在する学校）があり、単式学級が多く存在する海津町の小学校5校（高須・吉里・東江・大江・西江）を対象に方策に対する協議を進めるものとする。

(2)【基本的な考え方】

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災の拠点（避難所）、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育成する営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であると言える。加えて、近年、子どもの育成のためには、学校の教職員や教育行政のみで対応していくことは困難となっており、保護者及び地域住民との協働による学校づくりが必要となっている。

このようなことから、小学校の適正規模化の推進に際しては、複式学級の回避・解消を第一の目的とした本方針の内容などについて、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、次の段階の統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等の具体案を策定する。具体案については、「仮称：海津地区の小学校の統合検討委員会」（学校関係者、保護者や地域住民等を含む組織）にて十分な協議・調整などを経て、決定していくものとする。

8 適正化（統合）を行う上での留意事項

学校の統合に際して留意すべき事項については、教育委員会と市長部局との十分な連携・協力の下に、対象となる海津地区の学校関係者や保護者、地域住民の意見等を聴取しながら、それぞれの役割と権限に応じた適切に対処することを基本とする。本方針では、基本的な考え方や対応の方向性を示すものとし、具体的な内容については、新たな組織（「仮称：海津地区の小学校の統合検討委員会」）を設置し学校統合の実施計画を進める。

（1）主として教育委員会が留意すべき事項

① 通学の安全確保と支援に関する対応

学校の統合に伴い通学路の変更が生じる場合は、海津市通学路交通安全対策プログラムに基づき警察や道路管理者などと連携して当該通学路の安全対策を進める。また、国が定めた通学距離の基準を超えるときや、学校の統合前と比べて著しく通学距離が長くなる場合には、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバスの運行等の通学支援を検討する。

② 児童にとっての環境変化への対応

学校の統合は、児童の学習環境や生活環境などが大きく変化することになるため、児童に精神的な負担が生じないように、統合前から計画的・継続的に、統合予定校同士の交流を深めるための交流学習や合同行事などを行う。

また統合後も、学習面・生活面において、児童の新たな人間関係を早期に構築させるための工夫（教職員の配置、教育活動内容の吟味・計画等）や、小規模校の児童が活躍できるような機会の意図的な設定などに努める。

③ 保護者などへの対応

より良い学習環境の実現や義務教育のための教育的観点だけでなく、地域コミュニティの核としての学校の役割を踏まえ、学校と地域とのつながりや学校が持つ多様な機能について、保護者や関係機関との協議を大切にする。また、未就学児の保護者などにも併せて情報提供を行う。

(2) 市長部局において留意が必要となる事項

① 緊密な連携強化と地域コミュニティへの配慮

学校再編成を進めるに当たっては、施設整備をはじめ、安全・安心で快適な学校づくりのための財政負担を伴うことが考えられることから、市長部局とも緊密な連携を図る。また、本市においては、小学校区を単位として地域コミュニティが形成されていることから、小学校を統合する際にはコミュニティへの対応や配慮などが必要となる。

② 地域の拠点機能の継承

学校施設が有している災害時の避難所や地域における活動の場としての機能の継承については、市の各計画との整合性を図りながら検討を行う。

③ 連携強化が想定される部局と主な連携内容

総務部・・・・・・・・・・財政面、避難所等の危機管理面

市民環境部・・・・・・・・自治会関係

健康福祉部・・・・・・・・地区社協関係

産業経済部・・・・・・・・地域の産業経済関係

建設水道部・・・・・・・・都市計画、道路、通学路関係

9 おわりに

本検討委員会は、子どもたちが減少している本市の現状と将来展望を踏まえ、次代を担う子どもたちが、より良い学校環境の中で教育を受けられることを主眼に置き、これまで積み上げられてきた本市教育の取り組みを大切にしながら、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な視点から慎重に論議を重ねてきた。

学校は、子どもたち一人一人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる役割も担っている。同時に、学校は地域社会の将来を担う人材を育てるとともに、地域コミュニティの核として、防災の拠点（避難所）、地域交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

したがって、学校の規模や配置の適正化を進めるに当たっては、児童生徒の保護者や就学前の子ども保護者の声を重視しつつ、学校を支えている地域住民の理解や協力を求めるなど、「地域と共にある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な論議が大切である。

また、子どもたちの学習・生活の場である学校は、教育の機会均等や教育水準の確保の観点から、一定の学校規模を確保することが重要である。特に複式学級が存在する学校は、教育上の課題について、看過できない重大な問題が多く存在するため、複式学級の解消を第一とし学校規模や配置の適正化を進める必要がある。

本報告書は、広大な市域に多数の小規模校を有する本市の実情に鑑み、より適正な学校規模として目指すべき目標を示すとともに、それを実現するための適正配置の基本的な考え方や計画を推進するため特に考慮すべき事項を整理している。

今後も本市教育のより一層の充実を願うとともに、基本理念である『「いのち」をつなぐ教育 ～心豊かな一人一人が共に生きる喜びを感じる教育～』の実現に向け、本報告書を契機として、学校・家庭・地域・行政が一体となって、学校の規模及び配置の適正化に取り組まれることを期待する。

令和元年 12月 11日

海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会

「海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会あゆみ」

- 第1回 検討委員会（平成29年7月31日(月)）
（1）委員長、副委員長の選任について
（2）市の学校規模の現状について
（3）意見交換
- 第2回 検討委員会（平成30年2月19日(月)）
（1）複式学級に関わる講演
『複式学級の現状と課題について』
（2）意見交換
- 第3回 検討委員会（平成30年6月26日(火)）
（1）これまでの経過および海津市内の年齢別状況について
（2）適正配置に関するアンケート実施に向けた検討について
（3）アンケートの検討について
（4）今後の取り組み予定について
- 第4回 検討委員会（平成30年8月10日(金)）
（1）適正規模等に関するアンケート調査方法について
（2）小学校の適正規模等に関するアンケートについて
（A）保護者及び地域代表用のアンケート
（B）教職員及び保育教諭用のアンケート
（C）児童用（小学生）のアンケート
- 第5回 検討委員会（平成31年2月4日(月)）
（1）小学校の適正規模等に関するアンケートの結果について
（2）小学校の適正規模等に関するアンケート結果のまとめについて
- 第6回 検討委員会（令和元年6月4日(火)）
（1）委員長、副委員長の選任およびこれまでの経過について
（2）小学校の検討地区の選定について
（3）適正規模等に関する検討委員会のスケジュールについて
- 第7回 検討委員会（令和元年8月9日(金)）
（1）学校の適正化に向けた基本的な考えについて（継続）
（2）小学校の適正規模の方針（案）について（継続）
- 第8回 検討委員会（令和元年10月9日(水)）
（1）学校の適正化に向けた基本的な考えについて
（2）小学校の適正規模の方針（案）について
（3）小規模化に伴う対応の方策（案）につい
- 第9回 検討委員会（令和元年12月11日(水)）
（1）海津市小中学校適正規模等基本方針の「報告書」案について

○海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会規程

平成 29 年 3 月 24 日

教育委員会告示第 5 号

(設置)

第 1 条 海津市小中学校の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は海津市小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた方策について協議を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 海津市小中学校に通う児童及び生徒の保護者を代表する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 海津市小中学校を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に、委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、初めて委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

令和元年度（平成31年度）

海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会名簿

(敬称略)

番号	氏名	組織	備考
1	岩田 恵司	岐阜大学名誉教授	学識経験者
2	瀬古 尹宏	元小学校長	学識経験者
3	今津 美憲	スポーツ少年団	地域代表
4	中島 宏	自治連合会	地域代表
5	大橋 崇秀	自治連合会	地域代表
6	森 通	自治連合会	地域代表
7	伊藤 福美	青少年育成推進委員会	地域代表
8	今津 きよえ	青少年育成推進委員会	地域代表
9	安部 美奈子	青少年育成推進委員会	地域代表
10	近藤 喜登	民生委員児童委員協議会	地域代表
11	安達 清俊	民生委員児童委員協議会	地域代表
12	朝日 均	民生委員児童委員協議会	地域代表
13	田中 幸夫	市PTA連合会	保護者代表
14	佐藤 浩史	市PTA連合会	保護者代表
15	山内 朝貴	市PTA連合会	保護者代表
16	服部 公彦	中学校長会	中学校代表
17	古橋 徳昭	小学校長会	小学校代表
18	田中 直美	認定こども園代表	認定こども園代表

【海津市内の小中学校の位置図】

